

小牧市下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

小牧市下水道事業

小牧市長 山 下 史守朗

小牧市下水道事業管理規程第 2 号

小牧市下水道事業会計規程の一部を改正する規程

小牧市下水道事業会計規程（平成31年小牧市下水道事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「旅費については帰庁後5日以内に、その他の経費については」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、旅費の精算の期間については、小牧市職員旅費支給条例施行規則（昭和40年小牧市規則第2号）第9条第3項の規定の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の小牧市下水道事業会計規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。